

令和 6 年 1 0 月 2 8 日

短期入所・通所系指定障害福祉サービス事業者管理者様

相模原市長 本村 賢太郎
(公 印 省 略)

令和 6 年度報酬改定に伴う食事提供体制加算の取扱いについて

令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定により、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（以下「国告示」という。）において、食事提供体制加算（以下「本加算」という。）の算定要件に、以下の要件が追加されているところです。

国告示の内容（生活介護より引用）

当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。（令和 6 年 9 月 3 0 日までは経過措置）

食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。

利用者ごとの体重又は BMI（次の算式により算出した値をいう。以下同じ。）をおおむね 6 月に 1 回記録していること。BMI = 体重 (kg) / 身長 (m)²

留意事項通知や国の Q & A を踏まえ、本市における取扱いについて、下記のとおり示しますので、各事業者においては適切にご対応いただきますようお願いいたします。

1 基本的な考え方

本加算の算定のための献立の作成、内容に係る本市の取扱いは、以下のとおりとします。

なお、本市の保健所において、食事提供や栄養・調理等に関する一般的な指導は行いますが、本加算の算定に係る個別の献立の作成及び内容確認は行いませんので、ご留意ください。

事業所・施設内の調理室を使用して調理し、提供する場合

ア 原則、管理栄養士等を事業所に配置（雇用）し、献立の作成や内容確認等を行うこと。

イ 同一法人内で複数事業所がある場合は、法人内に 1 名管理栄養士等を雇用し、その管理栄養士等が、各事業所の献立の作成や内容確認等を行うことは可能とする。

ウ 各都道府県の栄養士会が設置する栄養ケア・ステーションや、日本栄養士会が認定する認定栄養ケア・ステーションへ個別に相談し、献立の内容確認を行うことも可能とする（ただし、相談等については有料となるため留意）。

神奈川県栄養士会が運営する栄養ケア・ステーションへの依頼方法については、別紙のとおり。

外部業者と委託契約を締結し、施設外で調理されたものを提供する場合

ア 委託業者において、献立の作成や内容確認を管理栄養士等が行っていること。

なお、算定に当たってのポイントは【別紙2】も必ずご参照ください。

2 今後の届出等

上記を踏まえ、令和6年10月1日から本加算の算定要件を満たしていない場合（今後、栄養ケア・ステーションに献立確認を依頼する場合も含む）においては、下記のとおり、本加算の取下げの届出を行ってください。請求（10月提供分）についてもご注意ください。

なお、引き続き要件を満たすため、継続して算定する場合において、届出は不要です。また、今後新たに食事提供体制加算を算定する場合は、下記のとおり、対応してください。

本加算の算定要件を満たさない場合

ア 提出書類

・ 体制届

本加算以外に継続して算定する加算に係る「別紙」も全て添付してください。

提出様式第1号「変更の概要」欄に、本加算取下げの旨を記載してください。

提出様式第1号「変更年月日」欄に、本加算取下げの適用初月を明記してください。

イ 提出方法

web申請フォーム<https://shougai.kanafuku-sinsei.jp>から電子申請。

ウ 提出期限

令和6年11月15日まで

新たに本加算を算定する場合（12月以降分から）

ア 提出書類

・ 体制届

本加算以外に継続して算定する加算に係る「別紙」も全て添付してください。

提出様式第1号「変更の概要」欄に、本加算算定の旨を記載してください。

提出様式第1号「変更年月日」欄に、本加算算定の適用初月を明記してください。

事業所内で調理を行う場合、事業所内で調理業務を行う職員（調理員）については、生活支援員等と区別して記載してください。

・ その他添付書類

	必要な書類	備考
事業所又は法人に管理栄養士等を配置（雇用）	管理栄養士等の資格証の写し	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙2）にも管理栄養士等の氏名を入れること
外部業者との委託契約	業務委託契約書の写し	業務委託先の管理栄養士等の有無については必ず確認のうえ、別紙6に記載すること

イ 提出方法

web申請フォーム<https://shougai.kanafuku-sinsei.jp>から電子申請。

ウ 提出期限

算定しようとする月の前月15日まで

以 上

相模原市役所 福祉基盤課

障害指定・指導班

電話 042-769-1394